

令和 3 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

1 基本方針

食品安全委員会では、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定。）に基づき、食品安全委員会緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）を策定しており、指針においては、平時から、緊急時対応訓練を実施し、食中毒等による緊急事態等における対応の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとしている。また、令和 2 年度の緊急時対応訓練においても、緊急事態の対処体制をより一層強化するため、継続的に訓練を実施する必要があると確認された。

これらを踏まえ、食品安全委員会は、前年度までの訓練の成果をいかしつつ、必要な改善を行った上で、令和 3 年度においても引き続き緊急時対応訓練を実施する。実施に当たっては、政府全体としての緊急時対応体制を強化するため、緊急時対応の取りまとめの役割を担う消費者庁と密に連携を取るとともに、関係府省間における食品安全委員会としての役割分担を踏まえつつ、訓練を設計することとする。

2 重点課題

(1) 関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

- 以下を主な目的として、食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「手順書」という。）に係る実務研修と確認訓練を実施する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を強化する。
 - ② 緊急時における国民への情報提供を、分かりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を培う。
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。
- 緊急時において、関係府省が連携を図りながら、政府全体としての初動対応を迅速かつ確実に行うことができるよう、確認訓練の内容等の決定に当たっては、消費者庁が取りまとめとなって行う関係省庁との合同訓練の内容等を踏まえることとする。

(2) 緊急時対応手順書等の実効性の向上

- 本訓練計画の実施状況（実際の緊急時対応を行った場合は、その対応状況を含む。）を確認しつつ、必要に応じて、指針、手順書等の見直しを行う。
- 職員がテレワークを実施している状態における緊急時対応を想定した訓練を実施する。

3 本訓練計画の実施スケジュール

| | |
|------------|--------------|
| 令和 3 年 4 月 | 緊急時対応訓練の詳細決定 |
| 4 月～11 月 | 実務研修の実施 |
| 12 月 | 確認訓練の実施 |

(注) 確認訓練の実施時期は、関係省庁との合同訓練の実施時期により、変更があり得る。